

個人情報出境契約備案マニュアル

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

執筆日：2023年6月23日（NNA連載第1009回）

No.133

1. 備案マニュアルの意義

2023年5月30日に、国家互聯網信息弁公室より公布された、「個人情報出国標準契約備案指南（第一版）、以下、備案マニュアル」の解説。

備案マニュアルは、個人情報保護法に基づく。

個人情報保護法では、中国内の個人情報を域外に提供する場合、一定の手続きが必要。

⇒ 重要なデータインフラ運営者や、大量の個人情報を取り扱う場合（概要は、1001回参照）は、「国家サイバー情報部門が主催するセキュリティ評価」、「適格専門機関による個人情報保護認証」の取得。

この条件に該当しない場合（小規模個人情報取扱者）は、

「国家サイバー情報部門が定める標準契約書で域外情報受領者と契約し、備案する。

⇒ 一般の外資企業が、個人情報を域外の親会社などに提供する場合、該当するのは、殆どの場合、この方法と想定。

個人情報保護法は、2021年11月1日施行。

但し、備案に際して必要となる標準契約書の公開は、2023年2月22日。

⇒ 「個人情報出境標準契約弁法（国家互聯網情報弁公室令第13号）2023年6月1日施行」。

契約の備案手続き（特に、個人情報保護影響評価報告の内容）の詳細の公開が、今回の備案マニュアル。

2. 備案マニュアルの概要

個人情報処理者は、標準契約の発効日から10営業日以内に、以下の書類を揃えて、省級サイバーセキュリティ部門で備案。

- ・営業許可証コピー（公用印付き）
- ・法定代表人身分証明書コピー（公用印付き）
- ・申請担当者身分証明書コピー（公用印付き）
- ・申請担当者への授権委託書(附録2に様式有り)
- ・承諾書（附録3に様式有り）
- ・標準契約書（13号により公開されたもの。附録4にも掲載）
- ・個人情報保護影響評価報告（附録5に様式有り）

3. 個人情報保護影響評価報告の概要

個人情報保護影響報告書（以下、評価報告書）には、評価作業の実施状況、作業開始・終了時間、組織状況、実施過程、実施方法などを記載。

第三者機関に評価を委託した場合は、第三者機関の概要と作業状況を説明の上、当該機関の押印が必要。評価報告書には、以下の内容の記載が必要。

- ① 個人情報処理者の基本状況
組織概要、出資構成、個人情報保護組織の情報、域内外投資状況、その他。
- ② 個人情報域外提出に関わる業務と情報システム概要
個人情報出境に関わる業務の基本状況、域外移転される個人情報の収集・使用状況、システム概要、その他。
- ③ 域外移転される個人情報の状況
域内外企業が個人情報を処理する目的、範囲、方法、合法性、正当性、必要性。
対象となる個人情報の規模、範囲、種類、敏感程度、敏感性のある個人情報の処理と利用に関する自動化状況の説明。関連するシステム、データセンター、プラットフォームなどの説明。
個人情報出境後の域外受領者への提供状況。

- ④ 個人情報処理者の情報保護能力の説明
管理体制、システム状況、緊急対応などの対応状況。セキュリティレベル。
- ⑤ 域外受領者の概要
基本状況、個人情報の用途・方法、域外受領者の国家・地域における個人情報保護法規の概要。
域外受領者の個人情報の取り扱いステップの説明、その他。

上記の記載を踏まえ、把握された問題点・リスクに対する改善方法を説明した上で、客観的な影響評価の結論を下し、その評価に至った理由・根拠を説明する。